

## 南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	命を助ける
施策	災害時要援護者と個人情報
時間軸	備えの段階
内容	災害時要援護者の避難を地域等で支援するため、住所や氏名といった個人情報や支援の要否をとりまとめた名簿やマップづくりが自主防災組織等の地域ネットワーク内で進められようとしているが、個人情報保護の観点から個人情報を収集する方法や、その後の取扱いの統一したルールが定まっていない。
実施主体、県の役割等	災害時要援護者は、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供しよう努める。 自主防災組織は、地域で災害時要援護者を支援する防災ネットワークづくりを進め、個々の災害時要援護者のニーズに対応した避難支援方法を共有するとともに、個人情報の適正な管理に努める。 県、市町村は、地域での防災ネットワークづくりが円滑に進むように、各個人情報保護条例と同制度の運用方法を検討する審議会の意見を基に、個人情報提供のルールを明確にする。
法体系	県・市町村の個人情報保護条例では、情報の提供は本人の同意があればできるとされているが、同条例の目的外利用・提供の制限の例外規定に基づいて、福祉関係機関等が保持している情報を防災関係機関と情報共有できるかについては、県・市町村の個人情報保護条例の運用上、検討が必要である。
取り組み状況	2005年3月に作成された「災害時要援護者支援ネットワークづくりに向けての提言」の中で、次の四つの災害時要援護者の状況把握方式が記載されている。町内にアンケート調査を行った「手上げ方式」の事例が報告されている。また、県作成のパンフレット「在宅要医療者の災害対応」では、「同意方式」による「災害時・緊急時支援にかかる情報提供同意書」の様式のページを設けている。 同意方式（住民一人ひとりと接する機会を捉えて災害時要援護者を把握し、本人に直接働きかけて避難支援プランを整備する方式） 手上げ方式（自ら災害時要援護者台帳への登録を希望する人について、避難支援プランを整備する方式） 共有情報方式（市町村が、個人情報保護条例の中の個人情報の目的外利用・提供に関する例外規定に基づいて、福祉関係機関と防災関係機関とが情報を共有し手分析し、災害時要援護者を特定したうえで本人の意思確認をし台帳登録する方式） 高知県方式（「高知県方式」とは、提言の表現のまま。限定型共有情報方式。共有情報方式の共有する情報を限定し、まず要調査対象者抽出台帳を整備し、それに基づいて専門相談員等によって本人の意向や要求される支援内容を個別具体的に記載した避難支援プランを整備する方式）
課題	災害時要援護者に関する情報を、個人情報保護条例の例外規定の運用として、福祉関係機関と防災関係機関が情報共有することについて、慎重にならざるを得ない。 また、現時点では、作成された台帳の保管や利用に関して、統一したルールや漏洩した場合の被害者の救済方法が定まっていない。

その他	<p>情報の所在</p> <p>身体障害者手帳所持者 :県、中核市、申請窓口のその他の市町村</p> <p>療育手帳所持者 :県、中核市、申請窓口のその他の市町村</p> <p>精神保健福祉手帳所持者 :県、申請窓口の市町村</p> <p>介護保険 (要支援 要介護認定者) :市町村</p> <p>特定疾患医療受給者 (特定疾患医療受給者証) :県、申請受付委託先の高知市</p> <p>乳幼児者数 (0～5歳) (住民基本台帳) :市町村</p> <p>妊産婦 (母子健康手帳) :市町村</p> <p>外国人登録者 (外国人登録証明書) :市町村</p>
-----	--